平成２７年（フ）第２３６号
三重県四日市市平町12番12号　平荘202号
債務者　伊藤　　敦
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
三重県四日市市堀木１丁目６番12号　第２セントラルビル206、前住所三重県四日市市大字塩浜94番地４
債務者　石田　　七
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
三重県桑名市大字東汰上357番地５
債務者　ニワ　マリテスこと　ＰＵＴＯＮＧ　ＭＡＲＩＴＥＳ　ＡＬＵＬＯＲ
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第７６６号
京都府八幡市八幡小松15番地の28
債務者　佐藤　睦之
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８０７号
京都府八幡市男山八望１番地―Ｃ５―301
債務者　下山　和良
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８４７号
京都市伏見区紙子屋町553番地１　シャンボール山田106号
債務者　北崎運送こと　北崎　勝幸
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６５号
京都市西京区樫原久保町32番地　ハイツ清水201
債務者　横塚　絹江
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７４号
京都府城陽市市辺柿木原46番地の４
債務者　井上　宏俊
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２３号
京都市中京区壬生賀陽御所町15番地１、前住所京都市中京区壬生坊城町25番地　第１正美堂ビル512号室
債務者　永井　右京
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９４０号
京都市東山区大和大路通五条上る東入池殿町220番地９、前住所京都市下京区室町通五条上る坂東屋町266番地　ロイヤルハイツ室町203号
債務者　加納　文枝
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
奈良市西大寺新町１丁目２番１―207号
債務者　あかねこと　水谷　啓子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７７号
広島県尾道市向島町1077番地１
債務者　定光　寛季
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第７８号
広島県尾道市高須町1158番地１　1001
債務者　安部　竜馬
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第８３号
香川県丸亀市三条町1073番地１サンスタレＳ202号
債務者　大野　由伊（旧姓逢坂）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４０号
愛媛県今治市宮下町１丁目６番22号
債務者　山本　携子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２６号
高知県高岡郡佐川町丙376番地（住民票上の住所高知市宝永町３番30号　コーポミサワ南棟102号）
債務者　土本　民夫
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３０号
高知県須崎市下郷678番地
債務者　鍋島　隆男
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
高知地方裁判所須崎支部